



—熊本地方検察庁新聞—

HIGO Times

ヒーゴ タイムズ

平成23年度 第1号

熊本地検広報キャラクター「ヒーゴ」です。これから、この新聞でいろいろ説明します。よろしくね!



熊本地方検察庁新聞 「ヒーゴタイムズ」 第1号発刊!

みなさん、「検察庁」って知っていますか？
公民の教科書の中で、刑事裁判について説明してあるところに「検察官」という言葉が出てくるとお思います。その「検察官」が働いているところが「検察庁」です。みなさんに、「検察庁」の仕事ことや、みなさんが、

20歳になると選ばれる可能性がある「裁判員」のことなどについて知ってもらおうと思って、この新聞を作っています。

また、公民の授業で習うようなことも記事に書いていこうと思っていますので、試験等でも役に立つことがあるかもしれません。

来年の3月まで、今回を含めて、約3か月に1回の計4回発行していきますので、是非読んでください。

検察庁ってどんなところ?～検察官の仕事～

検察庁は、法務省に属していて、**検察官**、**検察事務官**、**被害者支援員**などが働いています。

今回と次回で、**検察官**の仕事について説明していきますが、右の「刑事事件の流れ」という図を見ながら読んでください。

検察官には、**検事**(司法試験に合格した後、司法修習を経て任官)と**副検事**(検察事務官などの中から試験に合格して任官)がいます。

事件が発生すると、警察などの捜査機関が被疑者(犯罪を犯したという疑いがある人)を捕まえ、検察庁に**送致**(テレビ等では「**送検**」と言っています。)します。

すると、検察官は、捜査機関と協力して、事件の捜査を行います。

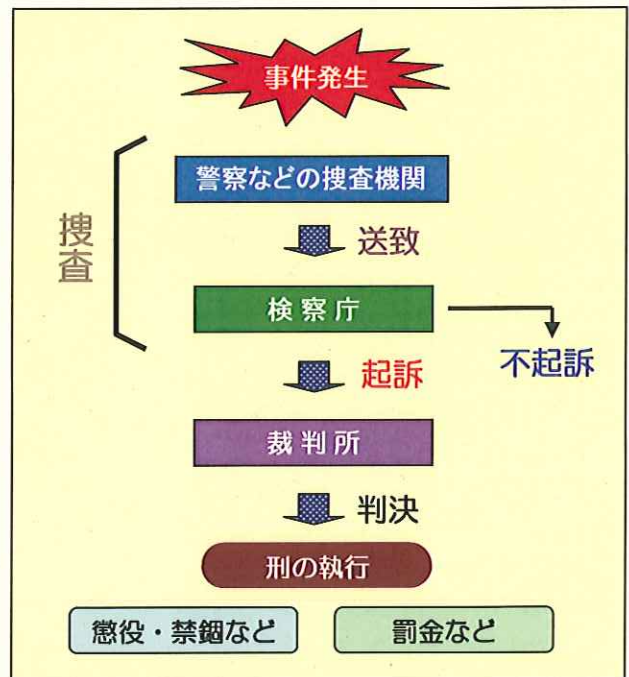
捜査とは、被疑者や被害者の取調べ、様々な方法での証拠の収集などのことをいい、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が犯した事件がどのような罪に当たるのかなどを見極めて、最終的に、被疑者を裁判にかけるのか(**起訴**)、裁判にかけないのか(**不起訴**)を判断します。

この判断をすることは、検察官だけに認められた権限です。

次回は、裁判所に起訴した後のことについて説明します。

刑事事件の流れ(主に成人の場合)

※ 少年事件については、裏面で説明します。



5月24日(火) 検察庁見学会を開催しました!

5月1日～7日までの憲法週間にちなんで、熊本県内から総勢47名の方が参加され、検察庁で見学会を開催しました。

見学会では、民家の玄関扉に放火したという架空の事件について、参加者の方に検察官役になってもらい、捜査の1つである**被疑者の取調べ**を体験してもらいました。

取調べを体験した人に聞いたところ

- ・被疑者に本当のことを話させるのは難しかった
- ・いい経験ができ、おもしろかった

という感想が寄せられました。



参加者による取調べの様子



注 写真の左側が検察官役の参加者、右側が被疑者役の検察事務官です。

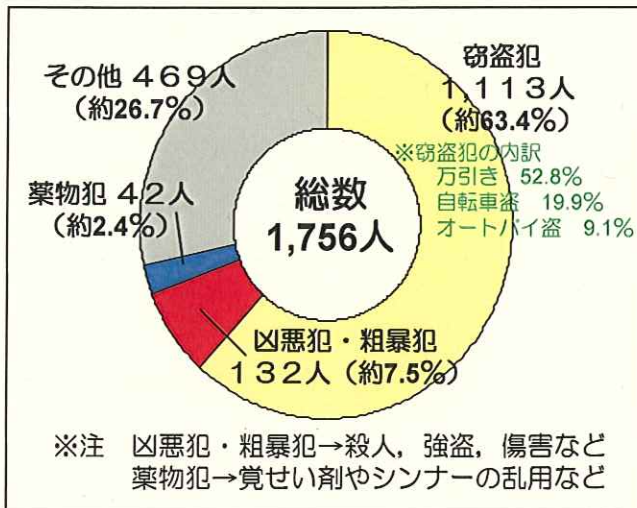
教えて!!ヒーゴくん!! 僕が、わかりやすくおしえるよ★



少年事件について

※ 少年とは、20歳未満の人（女性を含む）のことで、熊本県内での交通関係事件を除いた事件のことについて説明していきます。

1 少年の検挙人数（平成22年）



上のグラフを見ると、少年事件では、窃盗犯が1番多く（全体の6割以上）、次いで、凶悪犯・粗暴犯、薬物犯の順に多いことが分かります。

2 少年が被害に遭った人数（平成22年）

中学生	高校生	その他	計
737	1,821	1,112	3,670

上の表を見ると、中学生や高校生が犯罪の被害に遭うことが多いことが分かります。

近年、携帯電話の出会い系サイトを利用して出会ったり、街で大人から声をかけられて小遣い欲しさに付いていき、二人きりになって性的な被害に遭うことも多くなっています（出会い系サイトは、18歳未満の人の利用は禁止）。

昨年、性的な犯罪や薬物犯罪などの被害に遭った少年は、**141人（うち女性が103人）**となっています。このような犯罪の被害から少年を守るため、熊本県では、「熊本県少年保護育成条例」を定めて、少年に対する「みだらな性行為」などを禁止しています。

みなさんは、様々な犯罪の被害に遭わないよう、日ごろの行動をもう一度振り返ってみてください。

3 少年事件の流れ

犯罪を起こして警察に検挙されると、14歳以上の少年の事件は、警察から検察庁に送致され【①】、さらに、検察庁から家庭裁判所に送致され【③】、同裁判所で審判を受けることになります（14歳未満の少年については、直接、警察から児童相談所又は家庭裁判所に送致されます【②】）。

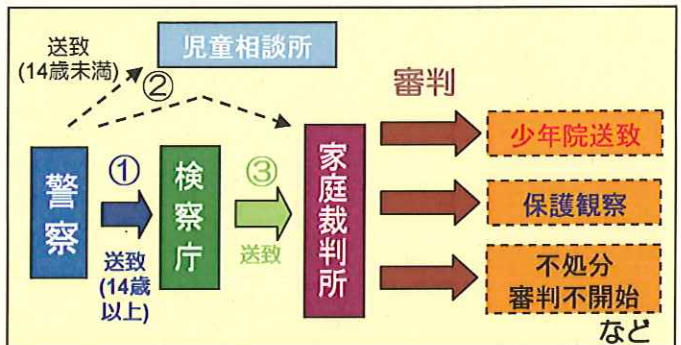
その後、家庭裁判所で「少年院送致」「保護観察」「不処分」「審判不開始」などの処分が決まります。

「少年院送致」とは、少年院で、再び犯罪を起こさないようにするため、生活指導、職業補導、教科教育などを行う処分です。

「保護観察」とは、家庭で生活しながら、保護観察官や保護司の指導・監督を受け、決められた約束事を守って立ち直りを見守る処分です。

「不処分」や「審判不開始」は、少年院送致や保護観察などの保護処分にしなくても、立ち直りが期待できる場合の処分です。

【少年事件の流れ】



—あとがき—

自分自身では、犯罪を犯す気がなかったり、被害に遭わないように心掛けていても、友人等から誘われて犯罪を犯したり、被害に遭ったりするケースが増えています。

みなさんには、友人等から悪い誘いを受けても、その誘いを断る勇気、さらに、その友人等に犯罪を犯さないように止める勇気が求められています！！

また、犯罪に関して困ったことがあったら、1人で悩まずに、学校の先生、友人、保護者、警察などに相談しましょう。

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事で
ある取調べ（模擬）を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁



検索